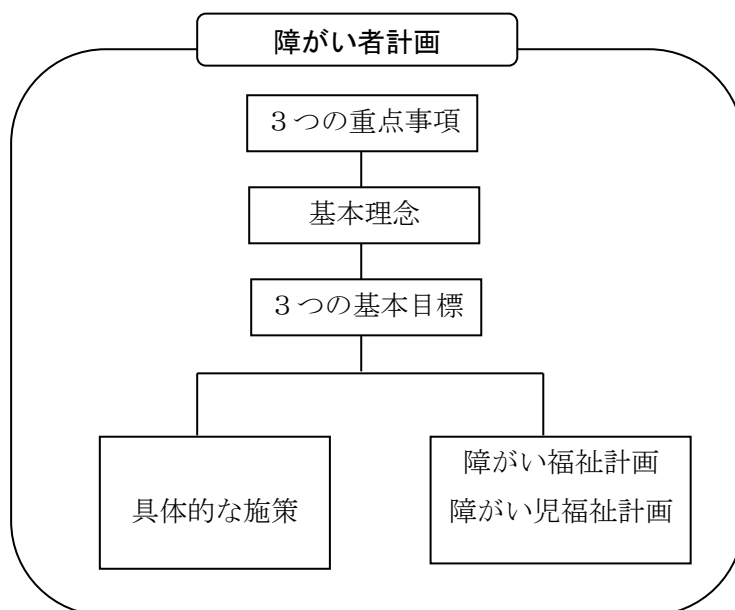


## 第3章 第2次武雄市障がい者計画

### 1 計画の重点事項等

#### < 1 > 施策の体系

本計画は、第2章の現状を踏まえ、3つの重点事項と基本理念、そして3つの基本目標をもとに具体的な施策を展開していきます。



#### < 2 > 計画の重点事項

本計画の策定に当たっては、特に以下の項目に重点を置いて策定しました。

##### (1) 障がい者の視点での支援

障がい者が人生における全段階を通じて適切な支援が受けられるよう、各種制度・機関等を「つなぐ」ことで切れ目のない支援を行います。

##### (2) 地域共生社会の実現

障がいの有無に関わらず全ての人が平等に基本的人権を享有する個人として、その尊厳にふさわしく、生まれ育った住み慣れた地域で、地域社会の一員として生活できる社会の実現を目指します。

##### (3) 障がい者の安全・安心な生活や権利の保障

災害時に障がい者の被害を最小限にするために、地域防災の充実に努めます。また、障がい者に対する差別の解消や虐待防止、合理的配慮の取り組みを実施します。

## 2 計画の基本理念・目標・体系

### < 1 > 基本理念

本計画では、障がいの有無にかかわらず、すべての住民が相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現と、障がい者の自立と社会参加の支援等のための施策を推進します。

また、武雄市地域福祉計画では、他の福祉計画や関係機関等、そして地域住民が「つながっていく」ことを基本理念としています。この「つなぐ」と「地域共生社会の実現」と合わせて、本計画の理念を次の通りとします。

### 人と地域がつながり誰もが共生できるまちづくり

### < 2 > 基本目標

本計画は、「3つの重点事項」及び「基本理念」を踏まえ、3つの基本目標を掲げます。

#### 基本目標1 地域で安心して暮らせる仕組みづくり

障がい者が安心して快適な生活を送るためには、いろいろな制度や関係機関の連携が必要です。それらを「つなげていく」ことを念頭に置き、その人にあった支援やサービスの提供を行います。

#### 基本目標2 就労と社会参加を通じての生きがいつくり

障がい者の働く意欲の醸成を図り、一般就労や福祉的就労の機会を創出します。また、文化芸術活動やスポーツなどを通じて社会参加を促進して、障がい者が生きがいを実感できる環境を創出します。

#### 基本目標3 誰もが生き生きと活躍し共生できるまちづくり

障がいの有無に関わらず、すべての人がかけがえのない個性を持った一人の人間として尊重されなければなりません。

誰もが分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、各種広報媒体や様々な活動を通じて、障がいや障がい者についての理解促進を図ります。

どんな境遇であっても幸せに暮らせるまち、誰ひとり取り残さないまちづくりに取組みます。

< 3 > 計画の体系

基本目標	施策分野	具体的な施策
<b>基本目標1</b> 地域で 安心して 暮らせる仕 組みづくり	1 生活支援	(1) 相談支援体制の充実 (2) 障がい福祉サービス等の充実
	2 療育・教育体制	(1) 発達障がい児の早期発見・早期療育の充実 (2) 学校教育との連携、インクルーシブ教育の推進
	3 保健・医療	(1) 保健・医療の充実 (2) 医療的ケアの必要な障がい者・障がい児への支援 (3) 難病患者への支援 (4) 障がいの原因となる疾病等の予防・治療
	4 生活環境	(1) 心のバリアフリーの促進 (2) 公共施設等のユニバーサルデザインの促進 (3) 「パーキングパーミット制度」の普及促進
	5 安全・安心	(1) 災害等における安全確保、支援体制の構築 (2) 防犯対策の推進 (3) 感染症が発生した時の支援体制の構築
<b>基本目標②</b> 就労と社会 参加を 通じての 生きがいつ くり	1 雇用・就業 経済的自立の支援	(1) 障がい者雇用の促進 (2) 総合的な就労支援 (3) 福祉的就労の充実 (4) 経済的自立の支援 (5) 物品調達推進
	2 文化芸術活動・スポーツ	(1) 文化活動の推進 (2) スポーツ・レクリエーションの推進 (3) 障がい者団体への支援 (4) スポーツに親しめる環境の整備 (5) 全国障害者スポーツ大会に向けて
	3 情報アクセシビリティ ※アクセシビリティ…施設・設備、情報、 サービス、制度等の利用しやすさ	(1) 情報提供の充実等 (2) 意思疎通（コミュニケーション）支援の充実
<b>基本目標3</b> 誰もが 生き生きと 活躍し 共生できる まちづくり	1 差別解消及び権利擁護	(1) 差別の禁止及び合理的配慮の提供 (2) 権利擁護の推進、虐待の防止 (3) 成年後見制度の利用促進 (4) 日常生活自立支援事業の活用 (5) 地域生活支援拠点の整備
	2 広報・啓発活動	(1) 広報・啓発活動の推進 (2) 障がい及び障がい者理解の促進

### 3 具体的な施策

#### 基本目標1

## 地域で安心して暮らせる仕組みづくり

### 1 生活支援

#### 【現状と課題】

障がい者の状況は様々であり、障がいの部位や障がいの程度、生活環境、年齢などいろいろな要因によって悩みや問題は異なります。障がい者が地域で安心していきいきと暮らすためには、日常生活で抱える諸問題を身近に相談でき、適切な助言を受けられる相談体制の確立が必要であり、個々のケースに対応できる専門的な情報の提供が重要となります。

障がい者が快適な生活を送るためには、いつでも必要に応じて福祉サービスが受けられる環境にあることが重要です。介護をされている家族の負担にならないよう、居宅介護、短期入所、日中一時支援等の充実を図り、障がい者が安心して暮らせる環境づくりが必要です。

また、障がい者が地域で孤立することなく生活するためには、日中の活動の場を充実させるとともに、移動手段の確保と外出のための移動支援の充実を図る必要があります。移動手段を確保することによって、障がい者は外出に対する不安が少なくなり、日常生活の行動範囲が拡大し、障がい者の自立した生活を容易にするとともに、積極的な社会参加にもつながっていきます。

#### 【具体的な施策】

##### (1) 相談支援体制の充実

障がい者の年齢や障がいの種類・程度など、一人ひとりの状況や生活のあり方などに対応した、柔軟で適切な情報提供及び相談支援体制の充実を図ります。

また、相談に適切に対応できるように相談支援専門員のスキルアップの研修などを行います。

令和4年度に重層的支援体制整備事業への取組みとして、「福祉まるごと相談窓口」を設置しました。障がい者だけでなく、高齢者、生活困窮者、子どもなど分野を越えた、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するための支援を行うとともに、各支援機関の連携強化を図ります。

また、新たな課題となっているヤングケアラーへの支援についても、学校や関係機関との連携を図り、その家族やヤングケアラーの状況を考慮した必要な支援、適切な福祉サービスにつなげられるように取り組みます。

**<事業等>**

① 相談対応：関係機関等と連携した支援体制の構築

障がい者等が抱える生活課題の相談に応じ、関係機関が連携して解決へ向けた支援を行います。必要に応じて支援会議等を開催し、課題の共有や支援の方向性の確認、各機関の役割分担を行い、連携強化を図ります。

② 杵藤地区自立支援協議会を核とした関係機関の連携強化

この地域が抱えている障がい者支援の課題の解決や困難事例への対応のあり方についての協議を通して、杵藤地区管内の市町及び相談支援センター、サービス提供事業所、支援学校など関係機関が連携し、相談支援及びサービスのシステムづくりの充実を図ります。

③ 研修の実施：相談支援センター等の相談機関とスキルアップのために研修を行います。

(2) 障がい福祉サービス等の充実

居宅での食事介助や入浴補助などのサービスの充実を図ります。

また、地域で安心して暮らし続けるために、グループホームなど居住の場を確保し、障がい者が生きがいをもって生活できるよう、日中の活動の場の創出を図ります。

障がい者の機能回復や医療費の負担軽減を図るためには、医療費の個人負担への一部給付や、障がい者の日常生活や社会参加にとって必要不可欠な福祉用具の普及促進を図ります。

**<事業等>**

① 居宅での生活を中心とした人へのサービスの充実

② 安心して暮らせる住まいの確保

③ 日中活動の場の確保

④ 移動・外出の支援

⑤ 自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）の給付等

⑥ 補装具の給付や日常生活用具の給付

※具体的な施策の内容は、「第4章武雄市障がい福祉計画」に掲載しています。

## 2 療育・教育体制

### 【現状と課題】

本市では、発達障がい児の早期発見・早期療育の重要性を鑑み、平成31年4月、「発達障がい児支援室」（現「こども家庭課子育て相談係」）を設置しました。乳幼児健診での早期発見に加え、巡回相談や関係機関との連携、調整を行い、医療機関や療育訓練につなぐことができました。

障がい児支援においては障害種別にかかわらず、その子どもの置かれた環境にも配慮しながら個々に応じたサービス提供ができるよう、また、こどもまんなか社会（※1）の視点に立った支援を行うため、各関係機関とのさらなる連携強化が求められます。

インクルーシブ教育（※2）の推進にあたっては、障がいのある子どもが他の子どもと教育を受ける権利を守るため、合理的配慮を含む必要な支援を受けられることが重要です。また、一人ひとりの障がいの状態やニーズに応じて自立と社会参加を見据えて、その時点での教育的ニーズに最適な指導が提供できるよう、小中学校における通常の学級、通級指導教室、特別支援学級、特別支援学校という連続性のある「多様な学びの場」の充実を図る必要があります。

※1 こどもまんなか社会・・・令和5年4月創設の「こども家庭庁」が目指す政策。常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に捉える社会。

※2 インクルーシブ教育・・・人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みとされている。

### 【具体的な施策】

#### （1）発達障がい児の早期発見・早期療育の充実

子どもの発育・発達を確認するため乳幼児健診において、疾病や発達障がいを早期に発見し、医療や療育訓練につなげます。

#### <事業等>

- ① 乳幼児健診の実施  
(4か月児健診、10か月児健診、1歳6か月児健診、3歳6か月児健診)
- ② 療育訓練（児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問等）の実施
- ③ 新入学時検診
- ④ 就学相談
- ⑤ 心理相談支援
- ⑥ こころとことばの相談
- ⑦ ペアレント・プログラム
- ⑧ 公認心理師による園・学校巡回相談

※具体的な施策の内容は、「第4章武雄市障がい児福祉計画」に掲載しています。

(2) 学校教育との連携、インクルーシブ教育の推進

庁内関係課による「教育と福祉の連携会議」を定期的を開催し、学校教育と福祉が連携し、幼児期から学童期、進学・就労までの伴走型支援に取り組んでいます。今後も、学校教育から社会にスムーズに移行できるよう、学校・行政・公共職業安定所・企業の連携を強化し、障がい児の状況に適した進路指導を行います。

**<事業等>**

- ① 関係機関とのネットワークの構築
- ② 地域連携推進マネジャーの配置
- ③ 学校・市・市相談支援センター等が連携した支援会議の実施

### 3 保健・医療

#### 【現状と課題】

生活機能の低下を引き起こす要因として、脳血管疾患、虚血性心疾患等の生活習慣病が増加しています。その基礎疾患には高血圧、高脂血症、糖尿病等が多くみられます。これらの疾病による障がい者が増加しており、人工透析患者も年々増加傾向にあります。

市で実施している特定健診結果を活用した保健指導などにより、生活の質を保ちながら日常生活を送ることができるような対策が必要です。

また、医療の進歩により、日常的に医療的ケアを必要とする障がい者・障がい児が増加する中、保健・医療・福祉の連携した支援体制が必要です。

#### 【具体的な施策】

##### (1) 保健・医療の充実

武雄市健康増進計画及び保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づき、乳幼児期から高齢期までの世代ごとの課題に応じた健康づくりを推進します。

##### <事業等>

- ① 特定健康診査の実施及び受診率の向上
- ② 特定保健指導の実施及び保健指導率の向上

##### (2) 医療的ケアの必要な障がい者・障がい児への支援

医療的ケア児については専門相談窓口を設け、ご家族の不安軽減に努めています。医療的ケアを要する障がい者・障がい児がそのライフステージに応じた適切な支援が受けられるよう、医療・保健・福祉等の連携を促進します。また、看護する家族の負担を軽減する取り組みを推進します。

##### <事業等>

- ・レスパイト事業の実施

##### (3) 難病患者への支援

難病患者やその家族への負担軽減等を図るため、保健及び医療、福祉が連携した体制の充実に努めます。

##### <事業等>

- ・障がい福祉サービス等の提供の促進



(4) 障がいの原因となる疾病等の予防・治療

障がいの原因となる疾病や状態は多岐にわたり、それらを予防または治療する方法も病態や要因によって異なります。

先天的な疾病や障がいについても、早期に発見し、適切な治療、療育に結び付けることで障がいの軽減や基本的な生活能力の向上を図ることができます。

身体障がい者の障がいの原因は後天性疾病によるものが多く、糖尿病、高血圧、心臓病などの慢性的な疾患は、適切な生活習慣や医療管理が重要です。重症化を予防するためにも市民が自分の健康に関心をもち、健康診査を受け、その結果に基づき自己管理ができるように支援することが大切です。

**<事業等>**

- ① 各種健康診査における体制の充実
- ② 各種保健相談

## 4 生活環境

### 【現状と課題】

障がい者が受けてきた差別、虐待、隔離、暴力、特別視は、共生社会においてはあってはならないものであります。障がいのある人もない人も基本的人権を享有し、スポーツ活動や文化活動を含め社会生活を営む存在であります。

そのためには、障害者権利条約の理念を踏まえ、すべての人々が、障がい者に対する差別を行わないように徹底していくことが重要です。「障がいの社会モデル」(※1)をすべての人が理解し、それを自らの意識に反映させ、具体的な行動を変えていくことで、社会全体の人々の心の在り方を変えていくことが重要です。

また、誰もが安全で快適に移動できるユニバーサルデザイン(※2)のまちづくりを推進していく必要があります。

アンケートの結果、ハード面では「外出のために整備してほしいもの」として「歩道の整備」、「障がい者用トイレの設置」、「エレベーターの設置」との意見がありました。また、ソフト面(心のバリアフリー)では、情報の障壁を取り除く(情報のバリアフリー)取り組みなどが重要との意見がありました。

※1 「障がいの社会モデル」・・・「障がい」は個人の心身機能の障がいと社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くことは社会の責務という、障害者権利条約に反映された理念。

※2 ユニバーサルデザイン・・・障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいようあらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方。

### 【具体的な施策】

#### (1) 心のバリアフリーの促進

ユニバーサルデザインに基づき、ハード面だけでなく住民の意識やそれに基づくコミュニケーション等個人の行動に働きかける取り組みを行います。

#### <事業等>

- ① 学校教育における「心のバリアフリー」の普及啓発
- ② 企業等における「心のバリアフリー」の普及啓発
- ③ 地域における「心のバリアフリー」の普及啓発
- ④ ヘルプカードやヘルプマークの普及啓発

(2) 公共施設等のユニバーサルデザインの促進

障がいのある人もない人も積極的に地域に出て、自由に行動し、生活できるよう、バリアフリートイレの設置や点字ブロックの敷設、歩道の段差解消や歩車道の分離など、道路・公共施設・公園等におけるバリアフリー化を推進します。

**<事業等>**

公共施設などの整備・改善

(3) 「パーキングパーミット制度」の普及促進

身障者用駐車場を本当に必要な人のために確保する制度が「佐賀県パーキングパーミット制度」です。対象となる方に「パーキングパーミット（身障者用駐車場利用証）」を発行し、身障者用駐車場の適正利用を図る制度の周知を行い、利用の促進を図ります。

**<事業等>**

広報等による周知



【ヘルプマーク】



【身障者用駐車場利用証】

## 5 安全・安心

### 【現状と課題】

障がい者を大規模災害等から守るためには、個々の障がい者の特性に十分配慮した速やかな情報提供と避難誘導、安全確保、避難所などでの対応が必要です。

また、災害時における支援として、入浴支援や医療的ケア児を対象とした避難訓練を実施しています。今後も、関係機関と連携し継続して行っていきます。

障がいにより判断能力が不十分な方においては、消費者トラブル等の犯罪被害や事故に遭う危険性が高く、不安感も強いことから、障がい者に配慮した取り組みが不可欠です。

世界中で猛威を振るった新型コロナウイルス感染症は、障がい者本人だけでなく家族にも影響が大きいものでした。感染したことにより支援が受けられなくなったり、感染拡大防止に伴う自宅待機などは、介護者の負担に直結しました。障がい者、家族が安心できる支援体制づくりが必要です。

### 【具体的な施策】

#### （1）災害等における安全確保、支援体制の構築

災害時や緊急時の障がい者への情報提供や安全確保について、庁内関係課や関係機関との連携を強化します。避難所において、障がいの特性に応じた配慮を行い、障がい者や家族に対して、避難所の場所や避難方法など、防災に関する知識の普及・啓発を図ります。

また、市内の福祉施設と協定を締結し、入浴の際に配慮が必要な方への入浴支援を行います。

#### <事業等>

- ① 障がい者に対する防災訓練への参加促進及び障がい者を対象とした各種避難訓練
- ② 要配慮者（※1）に配慮した避難先・場所の整備（要配慮者スペース、福祉避難所等）
- ③ 避難行動要支援者名簿（※2）の整備及び個別避難計画作成の促進
- ④ 要配慮者が情報を把握しやすい環境及び情報が伝わりやすい環境の整備
- ⑤ 医療的ケア児の個別避難計画作成や避難訓練の実施

※1 要配慮者…災害時において高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児・児童、日本語に不慣れな外国人など災害発生時に必要な情報を把握したり、ひとりで避難することが難しい、避難生活が困難な人。

※2 避難行動要支援者…要配慮者のうち、自ら避難することが困難な人であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する人。武雄市では要介護1以上等の条件に該当する人のうち、避難行動要支援者名簿への記載について同意を得た人のみを名簿に記載している。

(2) 防犯対策の推進

障がい者を犯罪等から守るために、日ごろから関係機関と連携し、防犯対策を行います。

**<事業等>**

- ① 消費生活センターと連携した支援
- ② 警察や民生委員・児童委員等との連携

(3) 災害や感染症が発生した時の支援体制の構築

災害や感染症等による社会活動を自粛するような非常事態であっても障がい者の支援が滞ることがないように関係機関と協力し継続して支援できる体制づくりに努めます。

**<事業等>**

- ① 切れ目のない支援のための居場所の確保
- ② 継続した在宅支援のための体制づくり
- ③ 感染症予防のための衛生資材等の支給

**基本目標 2****就労と社会参加を通じての生きがづくり****1 雇用・就業、経済的自立の支援****【現状と課題】**

近年、障がい者の勤労意欲が高まっている中、より多くの障がい者の雇用を促進し、障がい者が生まれ育った地域において、経済的に自立していきいきと暮らせる社会を目指すことが重要です。

障がい者の雇用促進を図るためには、民間企業等の雇用する側の障がい者への理解が不可欠です。平成30年度から関係機関と連携し「事業所向け障がい者雇用普及啓発セミナー」、「障がい者就職説明・面接会」を開催し、障がい者の就労に繋げています。しかし、就労した後の定着に課題があるところです。

**【具体的な施策】****（1）障がい者雇用の促進**

民間企業等による障がい者雇用の拡大・定着に向け、民間企業等の意向等を把握し、障がい者の理解・啓発を実施します。

**<事業等>**

- ① 事業所向け障がい者雇用普及啓発セミナーの開催
- ② 障がい者就職説明・面接会の開催
- ③ 理解・啓発講演会の開催

**（2）総合的な就労支援**

障がい者の障がいの特性及び民間企業等の意向などに配慮しながら、その両者を結び付ける取組を行います。また、就労後の定着に向けた支援を充実します。

**<事業等>**

- ① 障がい者と民間企業とのマッチングの実施
- ② 関係機関等との就労支援会議の実施
- ③ ジョブコーチの派遣

※関係機関等

就業・生活支援センター、ハローワーク、県就労支援室、市商工会議所、市商工会、市福祉課、相談支援センターなど

**（3）福祉的就労の充実**

一般就労が困難な障がい者の訓練の場として、福祉的就労の促進を図ります。また、福祉的就労から一般就労に移行された人に対して、就労後の定着に向けた支援を行います。

**<事業等>**

- ① 就労移行支援事業の推進
- ② 就労継続支援事業の推進
- ③ 地域活動支援センターの推進
- ④ 就労定着支援事業の推進

**(4) 経済的自立の支援**

障がい者が経済的に自立した生活を送るために、年金や手当等の制度への理解が十分でないことにより、年金や手当等を受け取ることができないことのないよう、制度の周知や申請についての支援を行います。

障がい者に対する税制上の優遇措置など各種制度の周知を図り、経済的負担を軽減します。また、市社会福祉協議会や生活困窮者自立支援法に基づく生活自立支援センターとも連携しながら支援を行います。

また、障がい者の負担軽減を図るため、医療費の個人負担の一部助成を行います。

**<事業等>**

- ① 障害者年金申請の支援
- ② 各種手当の申請の支援及び支給  
(特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当)
- ③ 税制上の優遇措置の周知
- ④ 公共料金（JR・バス運賃・タクシー料金等）の割引等の周知
- ⑤ 生活福祉資金貸付及び福祉サービス利用援助事業の促進
- ⑥ 家計相談等の実施
- ⑦ 重度心身障害者医療費助成

**(5) 物品調達の推進**

障がい者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図ります。「武雄市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針」を毎年度策定し、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進に努めます。

**<事業等>**

- ① 障がい者就労施設等への発注のあっせん・仲介を行っている佐賀県共同受注支援窓口の積極的に活用
- ② 障がい者就労施設等への調達情報の積極的な提供

## 2 文化芸術活動・スポーツ

### 【現状と課題】

障がい者が地域の中で豊かな生活を送るためには、文化芸術活動やスポーツ・レクリエーション等の活動が重要です。障がい者や障がい者団体などによる、文化芸術活動等への取り組みを支援します。

また、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（「読書バリアフリー法」）が2019年（令和元年）に施行されました。障がいの有無にかかわらず、全ての方が等しく読書を通じて文字・活字文化の恩恵を受けることができる社会の実現に向け図書館の利用に係る整備、インターネットを利用したサービス提供体制の強化等、読書環境の整備に取り組む必要があります。

スポーツについては、2024年（令和6年）に佐賀県において全国障害者スポーツ大会が開催されます。この大会は、これまでのパラスポーツにおける普及・啓発に加え、「する」「みる」「支える」といった様々な側面から関わりやすい環境づくりをさらに進める絶好の機会でもあります。そうした中、大会後も継続して障がい者の社会参加を促す取り組みが必要となります。

### 【具体的な施策】

#### （1）文化活動の推進

障がい者が積極的に文化・芸術活動を行えるよう、活動や創作作品の展示の場の確保に努め、限られた関係者によって支えられてきた活動を社会的・組織的にサポートできる体制の整備に努めます。

#### <事業等>

- ① 文化芸術活動の情報や発表の場の提供
- ② 文化芸術にふれる機会の創出

#### （2）読書バリアフリーの促進

読書は、個人の学びや成長を支えるものであり、教養や娯楽を得るだけでなく、教育や就労を支えるうえで欠かせないものです。障がいの有無にかかわらず、誰もが等しく読書に親しめる環境整備に努めます。

#### <事業等>

読書バリアフリー法に基づいた読書環境の整備

#### （3）スポーツ・レクリエーションの推進

障がいがあっても気軽にスポーツ活動に取り組めるように、情報提供や支援体制づくりに努めます。障がい者や多くのボランティアの方々などが集い、楽しくスポーツ・レクリエーションができる機会を創出します。



**<事業等>**

チャレンジドスポーツ大会の実施

(4) 障がい者団体への支援

障がい者団体が取り組むスポーツ・レクリエーションに対し、支援を行います。

**<事業等>**

- ① 武雄市スポーツ全国大会等出場奨励金の交付
- ② 障がい者スポーツ（ニュースポーツ）の体験指導

(5) スポーツに親しめる環境の整備

障がいのある人の健康維持・増進を図るため、佐賀県障害者スポーツ協会等の各種関係機関と連携し、気軽に参加できるスポーツ活動を支援し、活動結果の発表の場として、障がい者のスポーツ大会等への参加を促進します。

**<事業等>**

- ① スポーツ活動を通じた交流の場の提供
- ② 各種スポーツ大会やスポーツ教室などの周知

(6) 全国障害者スポーツ大会に向けて

2024年（令和6年）佐賀県において全国障害者スポーツ大会が行われ、武雄市ではオープン競技として「スポーツウエルネス吹矢」が開催されます。

障がい者を含め、全国からの来訪者に対し、全市民が「おもてなしの心」で接し、選手の受け入れ体制の充実に努めます。

**<事業等>**

- ① 全国障害者スポーツ大会の開催周知
- ② ボランティアスタッフの育成
- ③ 手話奉仕員養成研修講座の実施
- ④ 要約筆記者養成研修講座の実施

### 3 情報アクセシビリティ

#### 【現状と課題】

近年、ICTの発達は、障がい者の情報収集や発信、コミュニケーションをサポートし、多様な社会参加の促進に寄与することが期待されます。そのため、ICTの活用を進める必要があります。

また、災害に関する情報を障がい者に確実に伝えるため、日頃から、障がいの特性に応じた情報伝達体制を整えておく必要があります。

令和4年に施行された「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」）においては、全ての障がい者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要とされています。

#### 【具体的な施策】

##### （1）情報提供の充実等

障がい者が、必要とする情報にアクセスすることができるよう、障がい者に配慮した情報機器通信・サービス等の企画など、情報アクセシビリティの向上の推進に努めます。

##### ＜事業等＞

- ① 主な公共施設内への情報機器・コミュニケーション機器の設置等の推進
- ② 市広報誌等、視覚・聴覚等の障がい者へ配慮した情報提供
- ③ 障がい者が利用しやすいよう配慮した行政情報の電子的提供
- ④ ウェブアクセシビリティ（※1）の向上等に向けた取組

※1 ウェブアクセシビリティ・・・障がい者や高齢者といった、ホームページ等の利用になんらかの制約があるなど利用に不慣れな人々を含め、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できること

##### （2）意思疎通（コミュニケーション）支援の充実

本市では、令和3年に「武雄市手話言語の普及及び障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」を施行しており、手話言語に対する理解の促進及び手話言語の普及、コミュニケーション支援者の養成及び確保に努めます。

聴覚障がいのある人のコミュニケーションを支援するために、手話奉仕員・要約筆記奉仕員の養成に努め、手話通訳者等の派遣の充実を図ります。

##### ＜事業等＞

- ① コミュニケーション支援ボードの市内店舗等への設置
- ② 市役所窓口への筆談ボードの設置
- ③ 市民向けのワンポイント手話の放送

- ④ 市長の記者発表時における手話通訳の導入
- ⑤ 手話動画の作成及び市内学校等への普及

**基本目標3****誰もが生き生きと活躍し共生できるまちづくり****1 差別解消及び権利擁護****【現状と課題】**

障がい者を対象としたアンケート調査結果をみると、差別を受けたり、いやな思いをしたことが「よくある」「時々ある」と回答した方は143名となっており、依然として障がい者に対する差別や無理解を感じる障がい者が少なくないことがわかります。

今後、ますます障がい者の社会参加が進むと予想される中で、あらゆる場面で差別がなくなるよう広報媒体や行事等をとおして幅広い啓発活動を行い、障がい者が自立した生活を営み、自分の生き方を自由に選択できるよう、その人の権利を尊重していくまちづくりが求められています。

障がい者の権利が侵害されることなく、安心して生活を送るためには、虐待の防止及び支援体制の整備が必要です。

障がい者の中には、十分な意思表示や自己決定、金銭管理が困難な人もいます。家族などの支援者がいない人に、適切な支援が受けられるような体制づくりが必要です。

**【具体的な施策】****（1）差別の禁止及び合理的配慮の提供**

障害者基本法に定める「社会的障壁の除去のための必要かつ合理的な配慮」の理念について普及を図り、国の基本指針を踏まえ、障害者差別解消法に基づく取組を推進し、障がいを理由とする差別解消に努めます。

**<事業等>**

- ① 差別解消及び合理的配慮の啓発のための研修の実施
- ② 行政サービスにおける合理的配慮の提供
- ③ 広報やイベント等を通じての「障害者週間」の周知
- ④ 障がいの特性に応じた選挙等に関する情報提供
- ⑤ 司法手続き等における意思疎通手段の確保

**（2）権利擁護の推進、虐待の防止**

障害者虐待防止法に基づき、障がい者虐待の未然防止、早期発見・早期解決を図るための取組を推進し、地域や関係機関等との連携を強化し、障がい者の権利擁護を図ります。

**<事業等>**

- ① 市障がい者虐待防止センターを中心とした関係機関等との研修
- ② 虐待防止に関する広報・啓発
- ③ 虐待時における一時保護

(3) 成年後見制度の利用促進

判断能力が不十分な知的障がいのある人、精神障がいのある人などの権利を守ることができるように、成年後見制度の普及及び啓発を図り、また、成年後見人制度の利用促進のため中核機関の設置に取り組みます。

**<事業等>**

- ① 制度の普及・啓発の実施
- ② 成年後見制度に関する相談支援・助成支援
- ③ 成年後見人等の担い手の確保（法人後見人・市民後見人等）

(4) 日常生活自立支援事業の推進

知的障がい者、精神障がい者のうち判断能力が不十分な人が、地域において自立した生活が送れるよう、市社会福祉協議会と連携し日常生活自立支援事業を推進します。

**<事業等>**

- ① 日常生活費の管理（日常的金銭管理）
- ② 福祉サービスの利用援助
- ③ 苦情解決制度の利用援助
- ④ 日常生活上の消費契約及び行政手続に関する援助

(5) 地域生活支援拠点の整備

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談、体験の機会、緊急時の対応等の必要な機能を備えた地域生活支援拠点等の整備を促進します。

**<事業等>**

- ① 緊急時の受け入れ先の確保
- ② コーディネーターの育成

## 2 広報・啓発活動

### 【現状と課題】

障がいの有無にかかわらず、ともに暮らしやすい社会を実現するためには、障がい者が受ける制限が社会の在り方との関係によって生ずるといふ、いわゆる「社会モデル」の概念や、一人ひとりの障がい特性や障がいのある人に対する配慮などへの社会全体の理解を深めていくことが重要です。

障がいや障がいのある人への正しい理解と認識を広め、お互いに人権を尊重し合う市民意識の高揚を図ります。

### 【具体的な施策】

#### (1) 広報・啓発活動の推進

障がいや障がいのある人への正しい理解と認識を広めるため、市のホームページ（たけおポータル）や広報誌、パンフレット等により、広報・啓発を行います。

企業、民間団体、障がい福祉サービス事業所等と連携し、効果的な広報活動を展開するとともに、福祉、労働、教育等の各行政分野の連携による幅広い啓発・広報を推進します。

#### <事業等>

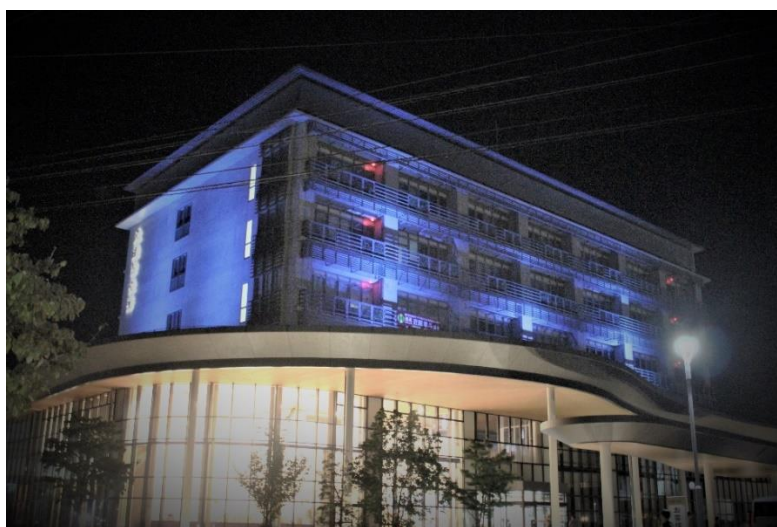
たけおポータルや広報誌などを通じた広報・啓発活動

#### (2) 障がい及び障がい者理解の促進

障がいや障がいのある人への理解を深めるため、関係機関やボランティア団体等が行う啓発事業やイベント、市民の主体的な学習活動等を支援します。

#### <事業等>

- ① 広報やイベント等を通じての「障害者週間」の周知
- ② 「手話言語の国際デー」市役所庁舎のブルーライトアップを実施



9月23日「手話言語の国際デー」ライトアップ